◆病床運用がひっ迫し、入院調整が極めて困難な状況となっている。 とりわけ、病院内で発生した新規陽性者を確保病床で受け入れていることが、大きな要因となっているため、 特措法第24条第9項により、患者受入等について受入医療機関に緊急要請(2月14日付)。

対象:すべての受入医療機関

- ・コロナ以外の入院患者がコロナ陽性となった場合、引き続き、自院でコロナ対策を講じ治療を継続
 - ※確保病床での受入を継続できるよう、原則として当該患者は別途受入体制・病床を確保し対応

対象:重症患者受入医療機関

- ・重症フェーズ4の確実な運用
- ・重症拠点病院及び中等症・重症一体型病院①(うちECMO対応可)については、他の救急医療機関と役割分担の上、重症フェーズ5に準じた病床を運用

対象:中等症・重症一体型病院②

※これまでの要請に加え、今回下線部を新規要請

- ・新規重症患者の受入
- ・他院からの重症患者の受入及び中等症Ⅱ患者(挿管を希望しない患者含む)の受入
- ・コロナ重症患者に加え、疑似症等救急搬送困難患者の受入(陽性が判明した場合、重症病床で受入)